

随意契約理由書

件名	令和8年度6000形用自動高さ調整弁・差圧弁整備業務
契約の相手方	大阪市高速電気軌道株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の理由 車両の床面高さは、乗客の乗降により上下する。自動高さ調整弁および差圧弁は、空気バネに空気を供給または開放することで、床面高さを規定値に戻す機能を持つ装置である。 これらの機能を確保するため、車両の重要部検査・全般検査において当該装置を取り外し、整備を行うが、整備には当該装置の機能および整備等に関する豊富な知識・技術を有しているほか、当局では保有していない専用の試験設備が必要となる。また整備を外注するにあたり、各検査の工程内におさめるには、発注先は関西圏に限られ、即時対応出来なければならない。 上記の条件を満たすことができるのは、大阪市高速電気軌道㈱のみである。	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 車両係 (電話番号 078-791-6582)